会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成28年6月22日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時55分

出席者 委 員 委員長 千 葉 正 弘

坂 東 一 敏 古 沢 ちい子 関 口 孫一郎

福富善明 永田武志 梅澤米満

中島克則

議 長 海老原 恵 子

傍聴者 大谷好一 青木一男 針谷育造

広瀬昌子 小久保かおる 白石幹男

針 谷 正 夫 大阿久 岩 人 大 川 秀 子

入 野 登志子 天 谷 浩 明 大 武 真 一

広瀬義明 岡 賢治 福田裕司

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 田 嶋 亘

主 査藤澤恭之 主 査福田博紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

 1711	1214 -	- /14 -	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		С Щ ли С Д л, то ло	- 11772	V I		
産	業	振	興	部	長	茅	原		剛
教	ī	育	部		長	松	本	静	男
生	涯	学	習	部	長	鵜	飼	信	行
農	業	振	興	課	長	石	JII	利	方
農	林	整	備	課	長	横	尾	英	雄
参	事 兼 産	業基	盤整	備課	長	江	連	敏	夫
教	育	総	務	課	長	天	海	俊	充
参	事 兼	学 校	教育	育 課	長	島	田	芳	行
学	校	施	設	課	長	坂	田	知	司
生	涯	学	習	課	長	福	田	栄	治
公	民	館	Ī	果	長	門	沢	廣	志
公栃	民館	馆 課公 民	主館	幹 係	兼長	加	藤		勇
公国		馆 課公 民	主館	幹 係	兼長	出	井	正	_
ス	ポー	・ツ:	振興	課	長	横	倉	延	男
文	1	Ľ	課		長	大	出	光	_

平成28年第2回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成28年6月22日 午前10時開議 全員協議会室

日程第 1 議案第65号 栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例の制定について

日程第 2 議案第71号 栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約の一部を変更する規約について

日程第 3 議案第99号 工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算(第1号)(所管関係部分)

◎開会及び開議の宣告

○委員長(千葉正弘君) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸報告

○委員長(千葉正弘君) 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長(千葉正弘君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第65号 栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例の制定についてを議題といた します。

当局から説明を求めます。

大出文化課長。

○文化課長(大出光一君) 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました、議案第65号 栃木市文化芸術施設等整備検討審議会 条例の制定についてご説明いたします。議案書は42ページ、議案説明書は7ページでございます。

初めに、議案説明書から説明させていただきます。議案説明書の7ページをごらんいただきたいと思います。提案理由でありますが、文化施設の拠点として、文化芸術施設及び文学施設を整備するに当たり、必要な調査及び検討を行うための附属機関として、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会を設置するため、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を制定することにについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書の42ページをごらんいただきたいと思います。議案第65号 栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例の制定について、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を次のように制定するものとする。

次のページ、43ページをごらんいただきたいと思います。条例の内容についてご説明をいたします。第1条は、設置でありますが、文化芸術施設等を整備するに当たり、必要な調査及び検討を行うため審議会を設置するというものでございます。

第2条は、所掌事務でありますが、文化芸術施設等の基本計画の策定に関する事項、文化芸術施設等の整備に関し、教育委員会が必要と認める事項について審議し、答申するものとするというものでございます。

第3条は、組織でありますが、審議会は10人以内の委員で組織し、文化芸術施設等の建設及び運営に関し学識経験を有する者や文化財の保護に関し学識を有する者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱するというものであります。

第4条は、任期でありますが、委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとすること及び補欠 委員の任期の期間について規定をしております。

第5条は、会長、副会長でありますが、次のページ、44ページをごらんいただきたいと思います。 審議会に会長及び副会長を1人置くこととし、その職務を規定しております。

第6条は、会議でありますが、審議会の会議は会長が招集し議長となること、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこと、また審議会の議事の決し方、会議の公開、非公開について規定をしております。

第7条は、意見の聴取等でありますが、審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席させて意見を聞くことや書類の提出及び説明を求めることができることを規定しております。

第8条は、庶務でありますが、審議会の庶務は文化課において処理するというものでございます。 第9条は、委任でありますが、この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮っ て定めるというものでございます。

附則でありますが、次のページ、45ページをごらんいただきたいと思います。この条例は、平成28年7月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(千葉正弘君) 説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福富委員、お願いします。

- ○委員(福富善明君) 第3条に、審議会の委員は10名以内ということで書いてありますけれども、 その中で委員の選出については、どんな方を選出される予定ですか。いろいろ下には書いてありま すけれども、詳細にお願いしたいのですけれども。
- ○委員長(千葉正弘君) 大出文化課長。
- ○文化課長(大出光一君) この基本計画の策定に当たり、美術館や博物館関係あるいは文化財保護 に学識を持っている方あるいは建築、設計関係、ユニバーサルデザインあるいは都市計画関係の学 識を持っている方で委員を選出していきたいと考えております。現在基本構想を策定をいたしまし たが、その段階において専門者会議というのを持っておりまして、その方々も委員の委嘱としては

検討をしているところでございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 建築関係については専門以外のところだと思いますので、前の学校関係で、シャッターがなかったとか、あとセコムが忘れたとか、そういった、デザインだけではなくて、中身の書画関係とか、そういった精通したものをつくっておかないと、後で建築に入ったときに慌てて忘れるようなことがありますので、そこら辺のところをしっかり検討していただきたいと思うのですが、よろしくお願いいたします。

要望です。

- ○委員長(千葉正弘君) それでは、要望ということでよろしくお願いいたします。 中島委員。
- ○委員(中島克則君) 大変ご苦労さまでございます。 この芸術施設等整備検討委員会におきましては、中身、展示するものとか、どういうふうな意味 を持たせるのかとか、そういうふうなことまでここで審議をするのでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 大出文化課長。
- ○文化課長(大出光一君) 美術館あるいは文学館のコンセプト等につきましては、ある程度市の方針とか市民の意見を聞きながらコンセプト等を考えまして、その展示の仕方とか工夫の仕方とか、そういうものについて専門的な立場から意見をいただくというようなことを考えております。あくまでも市の方針と市民の意見を聞きながら、それが実現性に向かってどういうふうな構成にしたらいかとか、そういうものも委員会の中では審議していただきたいというふうに考えております。
- ○委員長(千葉正弘君) 中島委員。
- ○委員(中島克則君) そうしますと、各地域にこの栃木の名を高めてくれた偉人とかがありますよね、そういった方なんかもここで伝承するとは思うのですけれども、そういうふうな内容的なことも、誰をそういったところに展示するとか、そういったこともここで考える場所にするのですか、お聞きします。
- ○委員長(千葉正弘君) 大出文化課長。
- ○文化課長(大出光一君) そういう歴史的な功労者について、どういう方を顕彰したらいいかということについては、あくまでも市の考え方とか市民の考え方がございますので、そういう人の選定については審議会では多分議論にならないと思うのですが、その見せ方とか配置の仕方とか、そういうものを専門的な立場から審議していただくように考えております。
- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) お世話になります。

44ページ、第6条の4番、審議会の会議は公開とする。ただしとして、審議会が必要と認めた場合、非公開とするとありますけれども、どのような案件が発生した場合に非公開となるのか、その

想定するケースがありましたらお答えください。

- ○委員長(千葉正弘君) 大出文化課長。
- ○文化課長(大出光一君) 多分ほとんど公開になるかと思うのですけれども、非公開の事項はまだ 想定はしていないのですが、ただ公開することによって事案に多大な影響を及ぼすものと考えるも のについては、非公開としていきたいと考えております。
- ○委員長(千葉正弘君) ほかにございますか。

ただいまから議案第65号を採決いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第2、議案第71号 栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約の 一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川農業振興課長。

○農業振興課長(石川利方君) 農業振興課です。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました、議案第71号 栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約の一部を変更する規約についてご説明いたします。議案書は68ページ、69ページ、議案説明書は56ページから59ページになります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の56ページをごらんください。提案理由でありますが、栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

変更の概要につきましては、規約の第3条関係でございまして、地方卸売市場の廃止に関する事

務を加えることでございます。詳しくは、栃木県南公設地方卸売市場事務組合では、平成29年度の中旬を目途に、市場の公設民営化に移行する予定であります。民営化移行の具体的な手続を進めていくためには、事務組合規約の一部を変更する必要があり、そのため事務組合を構成する3市2町の議会の議決を要することから、本市においても規約の一部変更を行うものであります。

参照条文につきましては、地方自治法第286条(組織、事務及び規約の変更)で一部事務組合でこれを組織する地方公共団体(以下、この節において「構成団体」という。)の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号または第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りではない。

第290条、議会の議決を要する協議で、第284条第2項、第286条(286条の2第2項の規定により、その例によることとされる場合、(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合は除く。)を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとなっております。

次に、議案書につきましてご説明いたしますので、議案書の68ページをごらんください。事務組合の共同処理する事務の変更に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約(平成2年栃木県指令地第692号)を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するものとする。

69ページをごらんください。栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約の一部を変更する規約につきまして、栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約(平成2年栃木県指令地第692号)の一部を次のように変更する。

第3条中「設置及び管理運営」を「設置、管理運営及び廃止(民営化に関する公募に係る事務を含む。)」に改正したいというものでございます。

附則といたしまして、この規約は、栃木県知事の許可のあった日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長(千葉正弘君) 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) では、ないということですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第71号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第3、議案第99号 工事請負契約の締結についてを議題といた します。

当局から説明を求めます。

江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長(江連敏夫君) おはようございます。産業振興部産業基盤整備課です。 よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第99号 工事請負契約の締結についてご説明いた します。議案書は97ページ、議案説明書は115ページです。

まず初めに、議案説明書から説明いたしますので、115ページをお開き願います。提案理由でありますが、千塚町・上川原産業団地へのアクセス道路となります市道整備において、1級河川永野川への橋梁上部工事の工事契約を、大田原市上石上1848番地、川田建設株式会社栃木営業所所長、藤本勝夫と締結することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参考条文につきましては、省略させていただきます。

今回契約を締結する工事の概要につきましては、次の116ページに記載しておりまして、新千塚橋の上部工で橋長77.2メートル、幅員12.8メートルの3径間連続プレストレストコンクリート中空床版橋ほか一式であります。

次に、議案書97ページをお開き願います。議案第99号 工事請負契約の締結について、その内容についてでありますが、1、契約の目的は、市道D311号線新千塚橋上部工事(市道14の111号線)でございます。2の契約の方法は、事後審査型条件つき一般競争入札でありまして、3の契約金額は2億1,600万円でございます。4の契約の相手方は、大田原市上石上1848番地、川田建設株式会社栃木営業所長、藤本勝夫でございます。

なお、本契約は、入札時におきまして、低入札価格調査制度による調査基準価格以下での応札が 2社ありまして、そのうちの最低入札価格であった川田建設株式会社に対して落札を保留し、入札 価格の調査を行い、栃木市低入札価格調査委員会に付議いたしまして審査した結果、設計内容に適 合した履行がなされると認められ、落札、仮契約に至った契約案件であります。

以上で議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいまして、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長(千葉正弘君) 説明は終わりました。

質疑に入ります。

福富委員。

- ○委員(福富善明君) 業者は何社参加で、どのような業者が参加されたのでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 江連産業基盤整備課長。
- ○参事兼産業基盤整備課長(江連敏夫君) 入札につきましては、これは4社が応札をしております。 その応札については、橋梁の上部工の専門業者4社が応札しております。
- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 業者名については発表はできませんか。
- ○委員長(千葉正弘君) 江連産業基盤整備課長。
- ○参事兼産業基盤整備課長(江連敏夫君) 川田建設株式会社、極東興和株式会社、オリエンタル白 石株式会社、株式会社富士ピー・エス栃木営業所の4社です。
- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 予定価格は幾らだったでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 江連産業基盤整備課長。
- ○参事兼産業基盤整備課長(江連敏夫君) 予定価格につきましては2億4,394万円でございます。
- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 予定価格からすると何%ぐらいの歩切りなのでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 江連産業基盤整備課長。
- ○参事兼産業基盤整備課長(江連敏夫君) 落札率ですが、81.987%でございます。
- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) なかなか厳しい工事かなと思うので、業者のほうに敬意を払っていただいて、 いい仕事をしていただくようにお願いしたいと思います。ありがとうございました。
- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) ちょっと単純な質問なのですが、116ページ、3径間連続プレストレストコンクリート中空床版橋となっていますけれども、どういう構造の橋なのか全くわかりませんので、わかりやすく皆さんに教えてください。
- ○委員長(千葉正弘君) 江連産業基盤整備課長。
- ○参事兼産業基盤整備課長(江連敏夫君) コンクリート橋の中では、今のこういった工法が優位性 がありまして、使っているところが多いです。基本的にコンクリートについては、圧縮に強いとい

うことで、引っ張りに弱いということなのです。普通鉄筋コンクリートというのは、上が圧縮、下が引っ張りということで、下に主鉄筋を入れて、引っ張りに対しては鉄筋で対応する、圧縮に対してはコンクリートで対応するというようなことで鉄筋コンクリートが今普及しております。その中でさらに強度を高めるために、圧縮側、下ですね、圧縮側に対してプレストレスト、要は引っ張りの圧縮の力を最初からかけておくということで、上から荷重がかかったきに、最初から圧縮がかかっていますから、引っ張りが少なくなるということで、非常に強度も増すというようなことでございます。

それで、ちょっとわかりにくいかなと思いまして、絵に描いたのですが、桁があった場合、上からかかった場合、こういうふうに曲がるわけなのですが、そのときに上に曲がったことによって圧縮がかかる、下に引っ張りがかかるということです。これを引っ張りに対応するために、鉄筋を入れて鉄筋コンクリートにしているということですが、さらに下側にPC鋼線というもので緊張して引っ張った状態にしておくことによって、わかりやすく言えば、こういうような形の橋になるということで、荷重がかかってもマイナスからスタートするというような感じです。そういったことによって、桁の厚みが抑えられるというようなことでございます。そのほかに桁の厚みも抑えられるということです。

あと、中空床版ということが出てくるかと思いますが、中空床版というのは、桁の中にコンクリート、穴をあけていまして、この部分はコンクリートではなくて、空間ということです。それによって、断面的性能はある程度維持しながらも、自重、死荷重というのですか、自重を抑えるということで、これも非常に断面的に有利な構造になっております。なかなかこの3径間連続のプレストレストコンクリート中空床版橋というのは、恐らく栃木ではないのかなと思います。そんなことで採用しているところでございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) この3径間というのに関しては、これはどういうことなのですか。
- ○委員長(千葉正弘君) 江連産業基盤整備課長。
- ○参事兼産業基盤整備課長(江連敏夫君) これにつきましては、普通は橋脚、橋台の中に、そこで 桁を1つつくって、例えば3径間であれば3つの桁をつくるわけなのですが、今回はそれを1つの 桁で、橋台から橋台まで橋脚がありますけれども、そこを連続のもので通すということです。だから、77メートル弱を1つの桁でつなぐということです。かなり橋長も長いということで、そうすることによって、やはり断面的にも有利になるし、施工も1回で済むというようなことでこの工法を 採用しているところでございます。
- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) よく理解できました。普通一般のコンクリート製の橋と、今はやりというか 強度も増すということですけれども、耐用年数はもちろん延びるのか。また、一般の橋と比べて、

コストのほうも何%ぐらい伸びるというか増加するのか、わかりましたらお願いします。

- ○委員長(千葉正弘君) 江連産業基盤整備課長。
- ○参事兼産業基盤整備課長(江連敏夫君) 耐用年数については、基本的には同じものというふうに 考えております。

コスト的にということなのですが、なかなか普通の、逆に言えば普通の工法ですとちょっと難しいのかなというふうに思っています。そのほかには、例えばメタル、鋼橋、鋼製でできた桁で橋をかける方法もあるのですが、それだと桁の高さがかなり高くなって、あそこは県道から橋まで約90メートルということですので、そこでいかに桁を小さくしてアプローチを緩やかにするかというのも、かなりの設計の重要な項目だったものですから、できるだけ桁高を抑えるということで、こういった工法を採用したということです。経費的にもかなりメタルよりは安くなっているのかなというふうには思っています。ただ、試算はしていないので、申しわけないですけれども、幾らということはちょっとわからないということでございます。

○委員長(千葉正弘君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) それでは、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) 省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第99号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第4、議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算(第1号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

横尾農林整備課長。

○農林整備課長(横尾英雄君) ただいまご上程いただきました、議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算(第1号)のうち所管部分につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書24、25ページをお開きください。6款1項5目農地費につきましてご説明いたします。補正額7,732万4,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。まず、西前原地区県営かんがい排水事業負担金につきましては、本年度の県営事業費の増額に伴い、本市負担金額が増額したことにより増額補正するものでございます。

次の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金につきましては、主に大岩藤地区の県営ストックマネジメント事業において、本年度の県営事業の増額に伴い、本市負担金額が増額したことにより増額補正するものでございます。

次の市単独農業農村整備事業費(栃木)につきましては、平成27年9月関東・東北豪雨により、 皆川城内町にある農業用揚水機が冠水し、用水ポンプ、モーター及び配電盤の改修工事が必要となったため増額補正するものでございます。

以上で6款部分の説明を終わります。

- ○委員長(千葉正弘君) 天海教育総務課長。
- ○教育総務課長(天海俊充君) 続きまして、10款教育費につきましてご説明をいたしますので、恐れ入りますが、補正予算書30、31ページをお開きください。

1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は2,611万8,000円の増額でありまして、中ほどの補正額の財源内訳欄の特定財源の国庫支出金につきましては、適応指導教室運営事業費、小中一貫教育推進事業費、防災教育推進事業費の委託金になります。その他特定財源につきましては、ふるさと応援寄附金であります。

右の説明欄をごらんください。臨時職員共済費につきましては、職員課所管でありますが、学校 教育課の臨時職員賃金の補正額に伴う社会保険料を増額するものであります。

次の奨学基金繰出金につきましては、経済的理由により就学することが困難な方に貸し付けを行う奨学基金に対し、教育に対するふるさと応援寄附があったものを奨学基金への繰出金として増額するものであります。

次の小規模特認校実施事業費につきましては、文部科学省の委託事業であります。少子化、人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業において、当事業が採択となり増額するものでありまして、児童用タブレットパソコン賃借料83万円が主なものであります。

次に、学校教育課一般経常事務費につきましては、新規事業等の実施に伴う事務量の増加に伴い、臨時職員を任用するための賃金を増額するものであります。

次の教師用教科書、指導書等購入事業費につきましては、小学校の学級数増加に伴い、教師用の 各教科指導書が不足するため、消耗品費を増額するものであります。

次の適応指導教室運営事業費につきましては、国の委託事業の導入に伴い、ひきこもり傾向の児 童生徒に対する支援を行うためのボランティアの報償費を増額するものであります。

次の小中一貫教育推進事業費につきましては、学校評価の改善等を通した特色ある小中一貫教育

を推進するもので、学校評価ガイドライン作成のため増額するものでありまして、印刷製本費17万9,000円が主なものであります。

次の防災教育推進事業費につきましては、児童生徒が災害発生時に、みずから危険を予測し、回避するための実践研究と防災教育プログラム及び防災教育学習資料を作成するため増額するものでありまして、印刷製本費70万円が主なものであります。

次の義務教育施設整備基金積立金につきましてはふるさと応援寄附金の寄附見込み額が増えるため、積立金を増額するものであります。

続きまして、32、33ページをお開きください。10款4項2目公民館費につきましてご説明いたします。補正額は721万7,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。栃木公民館管理運営費につきましては、祝町自治会公民館の新築費用の補助金及び小平町自治会公民館の新築費用の補助金を増額するものであります。

次の大宮公民館管理運営費につきましては、平川自治会公民館の改修費用の補助金を増額するものであります。

次の国府公民館管理運営費につきましては、癸生自治会公民館の改修費用の補助金を増額するものであります。

続きまして、3目図書館費につきましてご説明いたします。補正額294万1,000円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、ふるさと応援寄附金であります。 右の説明欄をごらんください。図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金のうち図書館振興基金宛ての寄附が大幅に増える見込みであるため、寄附金を基金として積み立てるものであります。

続きまして、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は886万1,000円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、ふるさと応援寄附金であります。右の説明欄をごらんください。ふるさと文化振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金のうち、ふるさと文化振興基金宛ての寄附が大幅に増える見込みであるため、寄附金を基金として積み立てるものであります。

次の(仮称)文化芸術館等整備事業費につきましては、文化施設の拠点として文化芸術施設及び文学施設を整備するに当たり、専門的な観点から必要な調査及び検討を行う附属機関としての栃木市文化芸術施設等整備検討審議会委員報酬40万円が主なものであります。

続きまして、34、35ページをお開きください。10款5項1目保健体育総務費につきましてご説明いたします。補正額は878万円の増額でありまして、中ほどの補正額の財源内訳欄のその他特定財源につきましては、ふるさと応援寄附金であります。右の説明欄をごらんください。スポーツ振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金のうちスポーツ振興基金積立金宛ての寄附が大幅に増える見込みであるため、寄附金を基金として積み立てるものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(千葉正弘君) 福田生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(福田栄治君) それでは、続きまして歳入につきまして説明をいたします。

恐れ入りますが、12、13ページをお開きください。中ほどになりますが、14款3項4目教育費委託金につきましてご説明いたします。補正額は382万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1節教育総務費委託金につきましては、1項目め、少子化、人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託金につきましては、先ほど歳出のところでご説明をいたしました、小規模特認校実施事業に係る委託金であります。

2項目め、防災教育を中心とした実践的防災教育総合支援事業委託金につきましては、これも先ほど歳出のところで説明いたしました、防災教育推進事業費に係る委託金であります。

3項目め、チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業委託金につきましては、これも先ほど歳出で説明いたしました、小中一貫教育推進事業費に係る委託金であります。

4項目め、教育支援センター等の設置推進事業委託金につきましては、これも先ほど歳出で説明 いたしました、適応指導教室運営事業費に係る委託金であります。

恐れ入ります、14、15ページをお開きください。17款1項5目教育費寄附金につきましてご説明いたします。補正額は1,539万8,000円の減額でありまして、右の欄をごらんください。1項目めの教育総務費寄附金、2項目めの学校施設費寄附金、3項目めの図書館振興寄附金、4項目めのふるさと文化振興寄附金、5項目めになりますスポーツ振興寄附金、これにつきまして、当初ふるさと応援寄附金による寄附をそれぞれの所管課において受け入れをしていましたが、全ての寄附金を一括して17款1項2目総務費寄附金として受け入れることとしたため、減額するものであります。

以上をもちまして、平成28年度栃木市一般会計補正予算(第1号)の所管関係部分の説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いします。

○委員長(千葉正弘君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これ にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。なお、質疑に際しましては、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありますか。

では、中島委員。

○委員(中島克則君) 済みません、歳出の25ページなのですが、説明のところに市単独農業農村整備事業費(栃木)ということで、皆川地区の9月の水害において、排水ポンプですか、それが水没

した、その整備費だというようなことでありますが、この整備に関しまして、今まで水没してしまったものですから、今度の改修に当たっては、かさ上げとか、機械が水没しないようなことも考えてやったと思うのですけれども、この整備につきましてどのようなやり方をやったのかちょっとご説明願いたいと思います。

- ○委員長(千葉正弘君) 横尾農林整備課長。
- ○農林整備課長(横尾英雄君) お答え申し上げます。

今回の補正予算でお認めをいただいた後、整備についてはやる予定でございまして、これは揚水機でございます。奈良田川という川の水をためまして、そこからかなり、20町歩ぐらい水をかけるのですけれども、圧をかけて最上部に吐き出しをして、20町歩の田んぼを潤すというようなポンプになります。委員ご指摘のとおり防水対策、これについては万全を期していきたいというふうに考えております。

- ○委員長(千葉正弘君) 次に、永田委員。
- ○委員(永田武志君) 33ページ、ふるさと文化振興基金、その現在高、おわかりでしたらお願いい たします。
- ○委員長(千葉正弘君) 大出文化課長。
- ○文化課長(大出光一君) ふるさと文化振興基金の平成27年度末になりますけれども、6,168万166円 の残高でございます。
- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 25ページです。西前原地区県営かんがい排水事業負担金なのですけれども、 負担金の用途について、どのような仕事をされるのだか教えていただきたい。
- ○委員長(千葉正弘君) 横尾農林整備課長。
- ○農林整備課長(横尾英雄君) 今年度につきましては、排水機の据えつけ、あと機場の建屋、さらには除塵機の整備を行っていく予定になってございます。
- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) ありがとうございました。もう1点いいですか。
- ○委員長(千葉正弘君) どうぞ。
- ○委員(福富善明君) その下の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の負担金について、これは栃木と書いてありますね。このことについても仕事内容を教えていただきたいのですが。
- ○委員長(千葉正弘君) 横尾農林整備課長。
- ○農林整備課長(横尾英雄君) 先ほど仕事大岩藤の地区だけを言いましたけれども、もう1地区ありまして、美田東部頭首工、この2つでございます。大岩藤のストックマネジメント事業については、今年度予定されています事業は、第1揚水機場のポンプの修理、第1揚水機場のナンバーツーの主ポンプの整備とナンバースリーポンプの更新、あと第1排水機場の電気設備の更新を行ってま

いります。もう1つ美田東部頭首工につきましては、今年度につきましては試験測量ということで、 試験測量費を予定しております。

以上でございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 農業関係には大分老朽化が最近目立っておりますので、ここと言わずに全体的に見回っていただいて、修繕ないし更新をお願いしたいのですけれども、私の要望とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- ○委員長(千葉正弘君) では、要望ということで。古沢委員。
- ○委員(古沢ちい子君) 31ページをお願いいたします。31ページの防災教育推進事業費ということで計上されておりますが、今の説明をいただきまして、実践的防災教育ということの、学習するための印刷製本という説明をいただきましたが、実践的教育ということなので、印刷と製本、それを実践的にどうつなげるのか伺いたいと思います。
- ○委員長(千葉正弘君) 島田学校教育課長。
- ○参事兼学校教育課長(島田芳行君) この防災教育推進事業等につきましてでありますが、皆様も ご存じのように、去る9月9日の水害等があったときに、やはりこれからの子供たちには、正しい 知識のもとに正しい判断力を持って、みずからの命を守るということと、それから熊本の地震等で もありましたが、避難所等で小学生や中学生が活躍しているというところがございます。そういった中では、社会に貢献するような子供たちを育成していくというものになってきます。それを9年 間かけて子供たちに教育をしていこうと。

その中で、今各学校で防災避難訓練等を実施しておりますが、ともすれば避難のための避難というか、訓練のための訓練となりがちであると。そういった中では、本当は緊急地震速報に基づいて実際に避難してみるとか、そういったものの実践的な避難の仕方を、もう少し学校現場として危機感を持ってやらなければならないだろうということが今言われております。そういった中で、実践的な訓練あるいは実践的な学習、あるいは避難所等でどういう、避難所運営のための学習として、どんな学習が必要なのかとか、そういったことを研究してまいります。その研究したことを、今度は学習資料としてつくっていきたいというふうに考えております。その学習資料ができましたら、その学習資料をもとにして、また学習を積み重ねていくということを考えております。

以上でございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 古沢委員。
- ○委員(古沢ちい子君) 内容はよくわかりました。マニュアルというか、そういう避難経路とか、 そういうものは国のほうでも策定されていると思いますし、これは例えば栃木市独自で考えてつく っていく本になっていくのでしょうか。

- ○委員長(千葉正弘君) 島田学校教育課長。
- ○参事兼学校教育課長(島田芳行君) 避難の仕方とか避難経路とかというのは、その学校施設とか地域の実情によって当然変わってくるかと思います。それは、もちろんその発生場所によって、どういうふうに避難しろという大きなマニュアルはありますが、それに基づきまして、今度は地域の実情に応じたあるいは現場に応じたものになっていくと思いますので、それは各中学校ブロックとか各学校ごとに研究を進めていかなければならないことというふうに考えております。

以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 古沢委員。
- ○委員(古沢ちい子君) では、いつぐらいまでにそれをつくる予定でございますか。
- ○委員長(千葉正弘君) 島田学校教育課長。
- ○参事兼学校教育課長(島田芳行君) 大変厳しい提案ですが、これは文科相の委託事業なものですから、1年間でその資料はつくらなければならないことになります。これは非常に厳しいことなのですが、頑張ってつくりたいと思います。それに基づいた実践というのは、もちろん次の年からということではございませんので、やっぱり積み重ねていくつもりで、少しずつ、少しずつ積み重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) では、25ページをお願いします。西前原地区県営かんがい排水事業費、これは法定負担金の増額ということなのですが、増額になった理由、要はどこをどうするからこれだけ増額になるか。要は県の事業ですから、栃木市の負担金だと思うのですが、この増額になった理由をお知らせ願いたいと思います。
- ○委員長(千葉正弘君) 横尾農林整備課長。
- ○農林整備課長(横尾英雄君) お答え申し上げます。

昨年の水害の関係もございまして、排水機場の早期完成ということの市民からの要望なりございまして、県のほうとしても、西前原については特段の配慮のもと予算が増えまして、今年度中には大体、建屋とかのものを完成して、来年度試運転ということで、平成31年度完成ということで、1年度前倒しして県のほうで事業を実施していただくということになったものですから、今回補正をお願いしているところでございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 工事を前倒しをするために工事費が増額になったということですね。了解 いたしました。

それから、もう一点、先ほどいろいろ出ていましたけれども、市単の780万円の件なのですが、 災害復旧、昨年の豪雨災害なのですが、普通であれば平成27年度中に工事が終了するわけですよね。 これがおくれた理由をお聞かせください。

- ○委員長(千葉正弘君) 横尾農林整備課長。
- ○農林整備課長(横尾英雄君) この施設がちょっと被害を受けているということが判明したのが昨年末ということで、当初予算に、もちろん災害にも間に合わない、当初予算にも間に合わないということで、6月補正ということで現在お願いしているところでございます。
- ○委員長(千葉正弘君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) ちょっと話を聞きましたら、仮設で今対応をされているということなのですが、今年の稲の作付には問題なかったのでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 横尾農林整備課長。
- ○農林整備課長(横尾英雄君) 傷んだところをちょっと業者のほうに見てもらって、今水が出ているような状態で、ただいつ壊れるかわからない状態ですけれども、今回の水稲の作付には現在影響は出ておりません。
- ○委員長(千葉正弘君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) そうしますと、この予算が通ったら、早急に工事に着手するということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 横尾農林整備課長。
- ○農林整備課長(横尾英雄君) 補正予算が通りましたらば、直ちに工事のほうをしていきたいというふうに考えております。
- ○委員長(千葉正弘君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第63号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第63号の所管関係部分は原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(千葉正弘君) 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。 これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前10時55分)